

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 6) 2016年3月30日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
メール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

第4回原告団会議を4月18日に開催

3月23日、弁護団との打ち合わせで、今後の裁判について次のことを確認しました。

1. 東京地裁に移されている「取消訴訟」は取り下げ、さいたま地裁で「給付訴訟」として行う。
2. さいたま地裁への提訴提出日は、4月28日(木)とする。
3. そのための準備として、
 - ①委任状
 - ②2013年10月～2016年3月までの減額された金額この二つの書類を4月21日までに整える。
4. 県本部は原告から①の書類を18日まで提出してもらい一覧表にまとめる。

※「委任状」の住所は県本部で入れました。

違っていたら訂正し、訂正印を押してください。また、氏名については、住民票に記載されている「文字」を使ってください。例えば、「實」と「実」、「沢」と「澤」、「高」と「高」の違いなどにご注意ください。

※減額された金額については、最初の2013年10月～2016年3月までの分で、県本部で計算して算出します。

※4月18日に行う原告団会議に委任状をご持参ください。(それ以前の郵送も可)

FAXでの送信は印鑑の関係で不可

第4回原告団会議

1. 期 日：2016年4月18日(月) 10:00～11:45
2. 会 場：浦和パルコ13集会室(浦和駅東口駅前パルコの10階)
3. 参 加：原告、原告のいる支部の支部長または書記長
4. 準 備：事前に送付してある次のものを用意してください。
 - ①委任状(名前を自筆で。捨印と氏名の二か所に印鑑)
 - ②平成25年10月から平成28年3月分までの減額された金額(県本部で用意)※念のため、①に使用した印鑑を用意してください。

右の表に示されたように、違憲訴訟カンパは神奈川県が目標を達成し、千葉県、東京都も遅くとも6月に開かれる中央委員会までには100%達成しようとして取り組んでいます。埼玉県本部は60%に到達していない状況で再度カンパ袋を送りました。まだカンパされていない方を中心に、一度された方や他団体の方にも訴えてください。

違憲訴訟カンパ

◆首都圏ブロックの達成状況

東 京：450万円(84%)
神奈川：350万円(100%)
千 葉：234万円(94%)
埼 玉：295万円(59%)